

所管課		健康増進部介護高齢課														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策									
	第2章 共生共感都市			04 高齢者福祉			02 健やかで安心できる暮らしを支援する									
事業：南河内広域高齢者福祉事業												整理番号	1456			
目 的	大阪府からの権限移譲事務のうち「指定居宅サービス事業者の指定」「有料老人ホーム設置届等各種届出の受理等」「特別養護老人ホーム(定員29人以下)の設置の許可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務进行处理することで、円滑に高齢者福祉等にかかる事務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進する。															
目 標	大阪府からの権限移譲事務について、各市町村の高齢者福祉部門と連携を図りつつ、広域で共同実施することで、各市町村の高齢者福祉分野にかかる事業者指導や認可に関して、円滑な事務の推進を行う。															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		19,537		コスト情報・評価	総コスト(千円)		19,537		総合評価 B 評価理由 権限移譲事務に対する大阪府の交付金に比べて事務経費が高くなっている。	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		6,471		内 訳	事業費		19,537		効率性		B			
		国府支出金		13,066			人件費		0		有効性		B			
		地方債		0			公債費		0							
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		173							
							世帯あたり(円)		414							
貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	大阪府からスムーズに権限移譲を受け、指定居宅介護事業者の指定や指導事務を行うことができた。										
今後の方向性	①各市町村の事務と広域福祉課が担当している事業者指導、認可等の専門性を生かした事務を整理し、より効率的、効果な事務分担について検討を進める。②権限移譲事務にかかる交付金等について、大阪府に要望を行うとともに、効率的な業務に向けた事務経費の削減を進める。③より効果的な広域共同処理にあり方について、関係市町村で検討を進める。															

事業 優先順位		1	細事業：南河内広域高齢者福祉事業				整理 番号		01	
目的		大阪府からの権限移譲のうち「指定居宅サービス事業者の指定」「有料老人ホーム設置届等各種届出の受理等」「特別養護老人ホーム（定員29人以下）の設置の認可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理することで、円滑に高齢者福祉等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進する。								
目標		大阪府からの権限移譲事務について、各市町村の高齢者福祉部門と連携を図りつつ、広域で行動処理することで、各市町村の高齢者福祉分野にかかる事業者指導や認可に関して、円滑な事務の進行を行う。								
事業 実施主体		直営	事業開始 年	平成23年度	根拠 法令	老人福祉法・介護保険法				
事業費・財源				平成24年度	比 較			平成24年度	比 較	
	事業費（決算額）（千円）	財源内訳		19,537		コスト情報・従事職員数	総コスト（千円）		19,537	
			一般財源	6,471			事業費	19,537		
			国庫支出金	13,066			人件費	0		
			地方債	0			公債費	0		
			その他特定財源	0			一人あたり（円）	173		
				0			世帯あたり（円）	414		
				0			職員数（人）	0.00		
				0			再任用職員数（人）	0.00		
	今後の方向性		①各市町村の事務と広域福祉課が担当している事業者指導、認可等の専門性を生かした業務を整理し、より効率的、効果的な事務分担について検討を進める。②権限移譲事務にかかる交付金等について、大阪府に要望を行うとともに、効率的な業務に向けた事務経費の削減を進める。③より効果的な広域共同処理のあり方について、関係市町村で検討を進める。							
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	指定居宅介護サービス事業者等					
	A	B	B							

事業：南河内広域高齢者福祉事業

1. 南河内広域高齢者福祉事業

大阪府からの権限移譲のうち「指定居宅サービス事業者の指定等」「有料老人ホーム設置届等各種届出の受理等」「特別養護老人ホーム（定員29名以下）の設置の認可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理することで、円滑に高齢者福祉等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進した。

細事業：南河内広域高齢者福祉事業

1. 南河内広域高齢者福祉事業

大阪府から権限移譲された事務について、各市町村の高齢者福祉部門と連携を図りつつ、介護保険法や老人福祉法に基づく指定や認可等の事務を円滑に行った。

【指定居宅サービス事業者の指定等実績】

新規指定・更新申請

（単位 件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
富田林市	3		1	2		5		8		1	3	2	25
河内長野市	1		2	4	3	1	2	5	3	2	1	6	30
大阪狭山市		1		2		1	2	1		1	1	2	11
太子町	1			3									4
河南町	1							1				1	3
千早赤阪村				2									2
計	6	1	3	13	3	7	4	15	3	4	5	11	75

変更届＋処遇改善加算届

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
富田林市	36	62	13	15	12	6	11	15	17	10	76	29	302
河内長野市	33	53	13	15	19	25	15	15	14	7	58	13	280
大阪狭山市	9	26	9	7	9	4	6	5	2	6	23	12	118
太子町	7	4	2	3	2				2	1	7	3	31
河南町	3	4	2	1	1		4		2		7	3	27
千早赤阪村		5		2				1	1	1	4		14
計	88	154	39	43	43	35	36	36	38	25	175	60	772

実地調査

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
富田林市							5	4		8	4	19	40
河内長野市							5	10	12	6	7	8	48
大阪狭山市						3	1		2	3		4	13
太子町							2						2
河南町							3					2	5
千早赤阪村										5			5
計						3	16	14	14	22	11	33	113